



osakasayama

大阪狭山市 みどりの基本計画

概要版



平成30年3月

大阪狭山市



みどりの基本計画とは

●みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条※に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペースの総合的計画です。

※都市緑地法

第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

●計画期間

平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度）の10年を計画期間とします。計画改定の5年後に計画の中間見直しを行います。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化があった場合、必要に応じて随時見直しを行います。

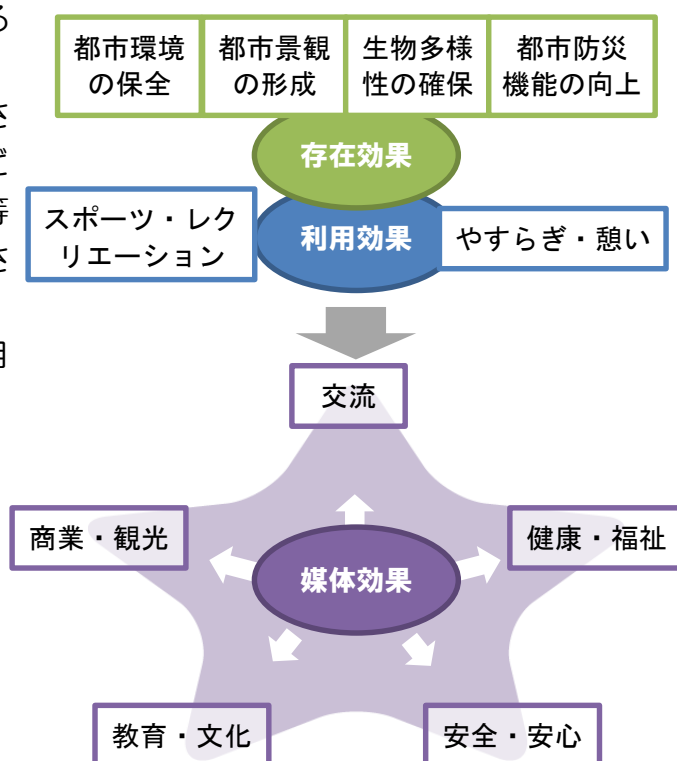
●本計画で扱う「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等を含め、これらを総称した広義の「みどり」を指します。

●みどりの効果

みどりの効果については、みどりがあるというだけで効果を発揮する「存在効果」とみどりを利用することによって生み出される「利用効果」とともに、近年は、みどりがあることによって人々の様々な活動等が活発になるという「媒体効果」が注目されています。

本計画では、これらみどりの効果に着目し、十分に発揮できる取組みを行います。



大阪狭山市のみどりの現況と課題

●みどりの現況

- 市内の都市公園のうち、大半は開発行為に伴う開発公園で、小規模でも住宅地の近くに点在しています。
- 現存するわが国最古の人工のため池とされる狭山池は、平成の大改修により周辺が総合公園として整備、開設され、市民に親しまれています。
- 本市は大阪府内でもため池の多い地域の一つです。ため池の多くは周囲に樹林地や植生地を保有し、野鳥や水生植物の生命を育むビオトープを形成する等、良好な水辺環境を形成しています。
- 西除川、三津屋川が狭山池に流入し、西除川、東除川が狭山池から流出し、狭山池とつながる水辺空間となっています。



●みどりを取り巻く社会の状況

- 人口減少・少子高齢化が進むなか、みどりの「量」を確保しながら、「質」の向上に取り組むことが重要です。
- 多様な価値観・ライフスタイルに対応していくことが求められるなか、市民が主体的に参画し、市民と行政が協働で地域の課題に対応していくことが必要です。
- 平成 29 年（2017 年）に都市緑地法等の一部が改正され、更にみどりの持つ多面的な機能を発揮することが可能となりました。
- 温暖化対策、生物多様性の観点から、みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等に取り組むことが求められます。
- 防災空間の確保のため、農地等の貴重なオープンスペース、学校、比較的敷地の大きな公共施設の有効活用が求められます。

●みどりのまちづくりの課題

- みどりが持つ多面的な機能を引き出しながら積極的に活用していくことが必要です。
- 個性豊かなみどりについて、役割と効果を見極めた上で守り育てていくことが必要です。
- みどりとみどりをつなぐネットワーク化、施設との連携が重要です。
- 新たな公園・緑地の整備は、市街地における配置バランスや周辺の開発動向、用地の確保の見通し等を考慮して計画的に進めることが必要です。
- 様々な主体の協働によるみどりのまちづくり活動を広げて行くことが必要です。
- 総合計画や都市計画マスタープラン等の計画の進行管理と連携しつつ、施策や事業を進めていくことが必要です。

めざすべきみどりの将来像

●みどりの将来像

水きらめき 人と自然が調和するまち 大阪狭山

本計画でめざすみどりの将来像は、総合計画で定めた将来像を踏まえつつ、狭山池をはじめとする個性豊かなみどりと人々の生活や都市活動との調和を図りながら、質の高いまちづくりをめざす意味で、「水きらめき」を共通のキーワードとして位置付け、以下のとおり設定します。

●みどりのまちづくりの基本方針

(1) みどりの活用の推進

本市における市民の日常生活や様々な活動の場において、積極的なみどりの利用・活用を図ります。狭山池をはじめとする大阪狭山らしいみどりの個性を活かしながら、従来のレクリエーション、防災、環境保全、景観形成等に加え、教育、生涯学習、交流・地域活性化等の分野でもみどりの積極的な利用・活用を図ります。

(2) みどりの保全・創造・再生

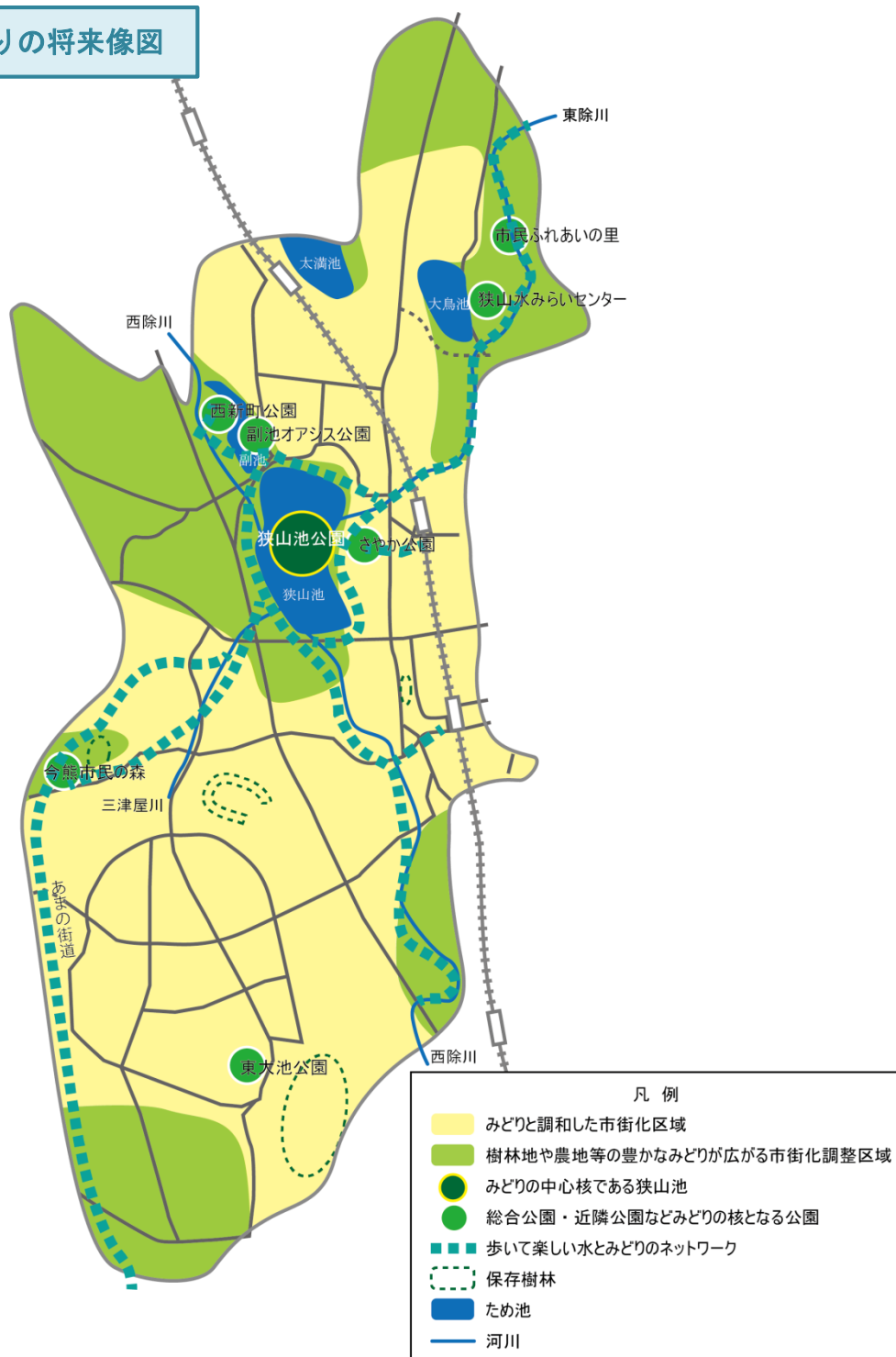
みどりを市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として捉え、種類や場所、人との関わりのなかで求められる役割等に応じて質の高いみどりを保全・創造・再生します。

(3) 協働によるみどりのまちづくり推進

みどりの利用・活用が市民の生活や都市活動をより充実させるという市民への意識啓発に取り組みながら、みどりに関わる主体の育成やみどりのまちづくりに参画できる場や機会の充実等、市民にとってよりよいみどりのまちづくりを推進するという意識のもと、より多くの市民がみどりに関わる取組みを推進します。

本市のシンボルである狭山池をみどりの中心核とし、また、狭山池に隣接する副池オアシス公園、西新町公園は狭山池と一体的に活用できるみどりの核として位置付けます。四方に伸びる西除川、東除川、三津屋川やあまの街道、緑道等は、人々がみどりとふれあいながら歩くことができる環境として保全、充実し、水とみどりのネットワークを構築します。市街化調整区域である周囲の樹林地や農地、南部の陶器山丘陵、その他まとまりのある樹林地等は、良好な自然環境が残るエリアとして、保全、活用に努めます。

みどりの将来像図



みどりのまちづくりの取組み

1. みどりの活用の推進

- (1) 地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としてのみどりの活用
- (2) みどりやみどりのまちづくり活動等にかかる情報の発信



2. みどりの保全・創造・再生

- (1) まちの骨格となるみどりの保全・再生
 - ①狭山池の保全と周辺におけるレクリエーション機能の強化
 - ②河川、ため池の保全
 - ③丘陵地域のみどりの保全と散策コースの充実
 - ④まちの骨格となる水とみどりのネットワーク形成
- (2) 市民に身近なみどりの保全・創造・再生
 - ①市民に愛用される公園・緑地等の整備・再整備とマネジメント
 - 1) 都市基幹公園・住区基幹公園
 - 2) 都市緑地
 - ②まちに彩りを添える樹林地や社寺林等の保全、充実
 - ③農作物の生産だけでなく、みどりの多様な機能を持つ農地の維持・保全・活用
 - ④地域の個性を演出する住宅地や事業所等におけるみどりの確保
 - ⑤みどりを活かした良好な街並み景観づくり
 - ⑥防災・防犯に役立つみどりの創造
 - ⑦生物多様性の確保に向けた多様な生態系の創出



3. 協働によるみどりのまちづくり推進

- (1) みどりのまちづくりの担い手育成
- (2) みどりのまちづくりの活動支援
- (3) みどりのまちづくりの仕組みづくり
- (4) 専門家との連携強化
- (5) みどりに親しむイベントの開催
 - ①生き物観察会・学習会の開催支援
 - ②緑化にかかる表彰イベントの開催
 - ③緑化イベントの実施
- (6) 緑のまちづくり基金積立金の活用

先導的・重点的な取組み

1. パークマネジメントによる狭山池周辺のにぎわいづくり

狭山池をまちの魅力を高める重要な地域資源として位置付け、「史跡狭山池保存活用計画」と整合を図りながら、古代の土木技術を今に伝える文化財として保全しつつ、周囲の散策道や関連施設等を活用し、まちのにぎわいづくりに努めます。

また、都市公園法の改正に伴い、都市公園の再生・活性化に向けて民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理が可能となったことを踏まえ、民間事業者や団体が参画するパークマネジメント体制づくりを検討し、より良い管理運営体制の確立に努めます。

具体的な取組み

- ①パークマネジメント体制づくりの検討
- ②まちのにぎわいを創出するイベント等の実施
- ③「サードプレイス※」としての環境づくり
- ④地域・環境学習のフィールドとしての活用
- ⑤みどりや公園施設等の維持管理
- ⑥狭山池や関連イベントのPRの強化

※サードプレイス：自宅とも職場とも
隔離された心地よい第三の居場所

2. 水とみどりを活かした歩行者ネットワーク形成

狭山池のほか、市内に分散立地している公園・緑地、丘陵のみどり、ため池、社寺のみどりを結ぶ、誰もが楽しく安全・快適に散策できる歩行者ネットワークの形成を図ります。

具体的な取組み

- ①散策ルートの設定
- ②歩いて楽しい環境整備
- ③散策ルートの維持管理
- ④散策ルートの活用
- ⑤散策ルートのPRの強化



狭山池と西除川緑道をつなぐアンダーパス
(歩行者ネットワークの形成イメージ)



狭山池公園、副池オアシス公園、西新町公園の一体的な利活用イメージ

計画の推進方策

●市民・事業者・行政の役割

これからの本市のみどりのまちづくりにかかる活動は、市民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで進めていきます。

主体	役 割
市民	・自らの活動のなかでみどりの活用を図るとともに、みどりのまちづくりに積極的に参画します。 ・みどりに関するセミナーやワークショップ等へ積極的に参加し、意見の表明や提案を行います。
事業者(民間企業、NPO、大学等)	・みどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参画します。 ・開発等を行う場合は、市がめざすまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。
行政	・本計画に基づき、市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域制緑地の指定、都市基盤整備等を実施します。 ・市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、市民参画のしくみづくり等に努めます。 ・みどりの普及啓発に向けたセミナーやワークショップ等を開催します。 ・市域を超える広域的な取組みについては、国や大阪府、近隣市及び関係機関との連携・調整を図ります。

●PDCAサイクルの運用

本基本計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

